（3）共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。），又は同法第７条の８第４項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。

3（1）本則第６条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には，本則第５条に定める提出期限までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

（2）前記５(1)②の報告書については，原則として，本則第６条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては，当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。また，本則第６条第２項の口頭による報告を行う場合においても，報告の際に委任状を提出すること。

5　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

6　本報告書をファクシミリ又は電子メールで送信する場合は，誤送信することのないようにすること。

7　本報告書の提出に当たっては，代表者若しくは代理人の押印又は本報告書が真正なものであることを証明するための書類を添付すること。

又は終了時期を記載すること。

2　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

（1）現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

（2）連名により報告を行う場合は，全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

（1）現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も，可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は，その旨を注記すること。

（2）事業者団体の役職員が関与している場合は，その者についても記載すること。

4　その他参考となるべき事項

（1）例えば，当該行為の実施状況，共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況，業界の概要，関係する事業者団体の概要，連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等，参考となるべき事項を記載すること。

（2）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は，その内容についても記載すること。

5　提出資料

（1）①当該行為に関する会合のメモ，当該行為に関する事項の記載された営業日報，当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が作成又はその内容について確認した当該行為に関する報告書等，前記１から４までに記載した事項の裏付けとなる資料を，表に記載し，提出すること。

なお，日本語以外の言語で記載されている資料については，日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

（2）前記１から４までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように，例えば，前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２－(7)」という番号を備考欄に付す等，適宜整理すること。

備考

1　本則第６条第２項に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は，前記１(2)イ，２，３及び４の事項とする。

2　様式第１号を連名で提出した場合は

（1）本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項の規定により，様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等については，本報告書においても同様に付記すること。

（2）連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項の規定により，様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等のものを記載すること。

（3）共同して事実の報告及び資料の提出を行う理由となる各報告者間の具体的関係（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第７条の４第４項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。），又は同法第７条の８第４項及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第１１条第３項の規定に該当する具体的事実）を裏付ける資料を提出すること。

3（1）本則第６条第２項の口頭による報告又は陳述をする場合には，本則第５条に定める提出期限までに課徴金減免管理官に出頭して行うこと。

（2）前記５(1)②の報告書については，原則として，本則第６条第２項に定める「口頭による陳述をもって代えることができるもの」に当たる。この場合においては，当該報告書を作成すべき者が口頭により陳述すること。

4　代理人により報告書を作成する場合は，報告者の氏名又は名称，住所又は所在地，法人番号及び代表者の役職名及び氏名並びに代理人による報告である旨及び代理人の氏名を記載した上，代表者の押印に代えて代理人が押印すること。この場合においては，併せて委任状を添付すること。また，本則第６条第２項の口頭による報告を行う場合においても，報告の際に委任状を提出すること。

5　記載事項について書ききれない場合は，適宜別紙に記載すること。

6　本報告書をファクシミリ又は電子メールで送信する場合は，誤送信することのないようにすること。

者ごとに開始時期又は終了時期を記載すること。

2　報告者（連名の場合は各報告者）において当該行為に関与した役職員の氏名等

（1）現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も可能な範囲で記載すること。

（2）連名により報告を行う場合は，全ての報告者についてそれぞれ記載すること。

3　共同して当該行為を行った他の事業者において当該行為に関与した役職員の氏名等

（1）現在関与している者だけでなく，過去に関与したことのある者も，可能な範囲で記載すること。役職名及び氏名が分からない場合は，その旨を注記すること。

（2）事業者団体の役職員が関与している場合は，その者についても記載すること。

4　その他参考となるべき事項

（1）例えば，当該行為の実施状況，共同して当該行為を行った他の事業者との接触の状況，業界の概要，関係する事業者団体の概要，連名での報告の場合は各報告者間の役割分担等，参考となるべき事項を記載すること。

（2）入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成１４年法律第１０１号）第２条第５項第１号から第４号までに定める入札談合等関与行為に関係すると考えられる事実がある場合は，その内容についても記載すること。

5　提出資料

（1）①当該行為に関する会合のメモ，当該行為に関する事項の記載された営業日報，当該行為を共同して行った他の事業者との連絡文書等及び②報告しようとする行為に関与した役職員が署名押印した当該行為に関する報告書等，前記１から４までに記載した事項の裏付けとなる資料を，表に記載し，提出すること。

なお，日本語以外の言語で記載されている資料については，日本語の翻訳文又は当該行為の関係部分の抄訳を添付すること。

（2）前記１から４までに記載した事項のうちどの事項の裏付けとなる資料であるかが分かるように，例えば，前記２に記載した事項の裏付けとなる資料の７番目のものには「２－(7)」という番号を備考欄に付す等，適宜整理すること。

備考

1　本則第６条第２項に定める「「備考」に掲げる事項」（口頭による報告をもって様式の記載に代えることができる事項）は，前記１(2)イ，２，３及び４の事項とする。

2　様式第１号を連名で提出した場合は

（1）本報告書も同一の報告者の連名で作成すること。また，本則第１０条又は第２０条第２項の規定により，様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等については，本報告書においても同様に付記すること。

（2）連絡先部署名は，本則第１０条又は第２０条第２項の規定により，様式第１号において連絡先としてその旨付記された事業者又は子会社等のものを記載すること。